

平成19年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調書

		事業所管部局	国土交通省港湾局
計画事業名	川崎港廃棄物処理事業 廃棄物埋立護岸	事業担当局	港湾局 港湾整備部 事業計画課
事業採択年度	平成5年度	認可・承認等年度	平成5年度（着手）
経過年数	15年	該当条項	再評価実施後5年間を経過
完了予定年度	平成25年度	関連事業名	
事業の目的概要	<p>事業の目的 快適な市民生活や都市活動を維持していくため、市民の一般家庭から発生する一般廃棄物、上下水道の浄化処理により発生する汚泥、市内公共工事から発生する建設発生土及び浚渫土砂を受入れる廃棄物の最終処分場を川崎港の浮島2期地区に整備を行うものである。また、完成後は水際線に緑地を整備し、水と緑の快適環境の創造を図る。</p> <p>事業内容 国土交通省の補助事業として廃棄物埋立護岸を整備する。 全体計画 埋立面積：73ha 立処分量：18,600千m<sup>3</sup> 護岸延長：外周護岸 2,403m 内護岸 1,280m 護岸整備期間 第1ブロック（管理型） H6～H11 第2ブロック（安定型） H11～H15 第3ブロック（安定型） H16～H25 事業進捗状況（平成18年度末） 進捗率 75.9%（事業費ベース） 全、3ブロックのうち第1、第2ブロックが概成、第3ブロックは、地盤改良を中心に34.5%の進捗</p>	<p>事業採択時の背景及び契機 浮島1期廃棄物処分場が平成8年に埋立竣工することを受け、引続き安定した廃棄物等の処分場を確保するため、平成3年度に港湾計画に位置付け、平成6年12月に公有水面埋立免許を取得し、平成7年3月護岸建設に着手したものである。</p> <p>事業採択（着工、未着工）から基準年を経過している主な理由  一般廃棄物の減量化・資源化や建設発生土の有効利用等による埋立処分量の減量化を見極めつつ護岸整備を推進してきたため、一定期間を要した。</p>	
	課題	<p>事業費規模（単位：百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 護岸整備 101,443 百万円</li> <li>・ （うち国庫補助金24,431 百万円）</li> <li>・ 残事業 24,433 百万円（平成19年度以降）</li> </ul>	<p>現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立処分量の減量化の推進による処分場の延命化。</li> </ul>
再評価の視点	<p>事業継続の必要性 浮島2期廃棄物処分場で建設発生土及び浚渫土砂を埋立処分している第2ブロックにおいては、有効利用などにより減量化を図っているが、平成25年度には、第2ブロックの受入れが限界になることから、平成25年度までには、第3ブロックを整備する必要がある。よって、今後も、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共事業等から発生する建設発生土及び浚渫土砂の安定的な受入。</li> <li>・ 快適な市民生活や都市活動等の維持。</li> </ul> <p>のため、これら廃棄物等の受入れを行うことが必要であることから、浮島2期廃棄物処理事業（廃棄物埋立護岸）の護岸建設を継続して実施する必要がある。</p> <p>代替案の可能性について 代替案としては、市域での内陸処分場の建設が考えられるが、都市化の進展による環境への配慮や経済性の観点から、海面埋立てによる廃棄物処分場の整備に劣る結果となっている。</p> <p>事業の効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮島1期処分場の埋立終了に引続き、新たな処分場を確保すべく事業費を推進した結果、安定的に廃棄物を処分できており、生活環境の悪化を回避することから、快適な市民生活や都市活動の維持に寄与することができた。</li> <li>・ 今後も、廃棄物等の減量化、資源化に努めながら、市内で最後の最終処分場として着実な護岸整備を図るとことにより、廃棄物等の適正な処分に寄与するとともに市民が安心して生活できるまちづくりを推進することができる。</li> <li>・ 廃棄物及び建設発生土の発生地と処分場間の陸上輸送距離の短縮によって自動車の排出ガスが軽減される。</li> <li>・ 新たな土地が造成されることから、土地の有効利用を図ることにより、臨海部の活性化やアメニティの向上等多様な効果が期待できる。</li> </ul> <p>定量的効果 事業全体投資効率性 B/C：1.03（便益が費用を41.3億円上回る。） 残事業の投資効率性 B/C：1.12</p>		
	対応方針	<p>対応方針案 <u>継続</u>・継続（見直しの上）・中止・休止（水道事業及び工業用水道事業のみ）</p> <p>対応方針案の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1・第2ブロックの整備を推進しすでに廃棄物等を適正に処分し、川崎市にとって必要不可欠な最終処分場の役割を十分果たしており、今後とも、継続して廃棄物の適正な処分を実施して行く必要がある。</li> <li>○ 廃棄物等の減量化・資源化に努めながら安定的な処分ができるように第3ブロックの護岸整備を進めて行く。</li> <li>○ 事業の実施に当たっては、護岸建設の設計施工の各段階でコスト縮減に努めるとともに国庫補助の対象拡大など国費の導入を増加させ、市費の負担軽減に努める。</li> </ul> <p>以上の考え方により、本事業は、継続するものとする。</p>	